

## ➤ 「脱退一時金」に係る手続きについて

・支給要件は、加算適用加入員期間が1年以上10年未満である方が、退職により加入員の資格を喪失したときに支払われます。

・脱退一時金は、選択により①脱退一時金として受け取る方法と②将来、年金として受け取る方法の2通りがあります。

・いずれの方法を選択するか「脱退一時金受給手続きのご案内」および「支給義務移転のご案内」をお読みになり、「選択届」に必要事項を記入し、署名・捺印のうえ基金事務局あて提出ください。

・右記は①脱退一時金を選択した場合の記入例です

### 留 意 事 項

1. 「基本年金部分についての選択」と「脱退一時金相当額についての選択」両方の項目について、必ず該当欄に○印を付してください。

2. 脱退一時金として受け取る場合、この「選択届」と以下の必要書類を基金事務局へ提出してください。

A. 「一時金裁定請求書」および4枚目「退職所得に関する申告書」

B. 基金の発行した「加入員証」

C. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(会社から退職金の支払いがあった場合のみ)

1カ月以内に転居される場合は、その転居先

加入員番号	1 2 3 4 - 5
住 所	〒 105 - 東京都港区芝 5 - 4 3 - 2 1
電 話 番 号	03 ( 5 3 2 2 ) 1 2 3 4
氏 名	男・女 三井 信夫 (三井)
生 年 月 日	昭和 平成 2 5 年 月 日 (満 歳)

作成した日を記入ください

選択届

日本ボウリング場厚生年金基金 御中

届出日 2 2 年 1 月 2 日

加入員資格喪失に伴う「脱退一時金受給手続きのご案内」および「支給義務移転のご案内」に基づき、以下の通り選択します。

#### 1. 基本年金部分についての選択

基本年金部分についての選択肢	選択にあたっての注意事項
<input checked="" type="radio"/> A 企業年金連合会に移転します。	○後日、企業年金連合会から『承継通知書』が届きます。 下の2.で、①を選択する方はこちらに○をして下さい。
<input type="radio"/> B 選択を保留します。	○22年 月 日までにAまたはBを選択してください。 (選択時に、再度、選択届を提出してください。)(※) ※再度選択届を提出する際には、Bは選択できません。

↑ 選択する欄に○をつけてください。

#### 2. 脱退一時金(相当額)についての選択

脱退一時金(相当額)についての選択肢	選択にあたっての注意事項
<input checked="" type="radio"/> ① 脱退一時金として受給します。	○別添の『一時金裁定請求書』に必要事項をご記入の上、選択届と加入員証をあわせて提出してください。
<input type="radio"/> ② 再就職先の確定給付企業年金に移換します。	○再就職先の年金制度が、脱退一時金相当額を受け入れることができる制度であることが必要です。 ○再就職先の年金制度から移換申出書をご入手いただき、別途移換手続きを行っていただく必要があります。
<input type="radio"/> ③ 再就職先の確定拠出年金に移換します。	○再就職先の確定拠出年金から移換申出書をご入手いただき、別途移換手続きを行っていただく必要があります。
<input type="radio"/> ④ 企業年金連合会に移換します。	○移換完了後、企業年金連合会から『承継通知書』が届きます。
<input type="radio"/> ⑤ 国民年金基金連合会に移換します。	○受付金融機関から移換申出書をご入手いただき、別途移換手続きを行っていただく必要があります。
<input type="radio"/> ⑥ 選択を保留します。	○22年 月 日までに①~⑤を選択してください。 (選択時に、再度、選択届を提出してください。)(※) ※再度選択届を提出する際には、⑥は選択できません。

↑ 選択する欄に○をつけてください。

※「印」は認印で結構です